

大阪市告示第374号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

大阪市長 横山英幸

1 認定年月日及び番号

令和7年3月6日 第354号

2 認定区域の名称

市営井高野第3住宅

3 認定区域の位置

大阪市東淀川区井高野4丁目144番の一部 他9筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)